平成２９年（フ）第１２号
長野県松本市北深志１丁目５番11号　コーポK23
債務者　開米　恭隆
1　決定年月日時　平成29年３月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月15日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２９年（フ）第３０号
長野県松本市大字島立670番地３　102
債務者　髙見澤正文
1　決定年月日時　平成29年３月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月15日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２９年（フ）第４５号
三重県亀山市川崎町4741番地４　川崎ヒルズⅡ棟103号
債務者　小山　美雪
1　決定年月日時　平成29年３月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月15日まで
津地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第４７号
三重県松阪市中林町306番地12
債務者　朝比奈真弓（旧姓中西）
1　決定年月日時　平成29年３月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月15日まで
津地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第５０号
三重県津市乙部32番４号　アンセーヌ・メゾン３
債務者　髙木　溶子（旧姓牧野）
1　決定年月日時　平成29年３月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月15日まで
津地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第１９号
滋賀県蒲生郡日野町松尾121番地　ひのたに園、住民票上の住所大阪府堺市東区白鷺町２丁６番５―501号
債務者　矢野森元気
1　決定年月日時　平成29年３月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月15日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２９年（フ）第２０号
滋賀県彦根市下西川町693番地
債務者　西川　麗子（旧姓落合）
1　決定年月日時　平成29年３月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月15日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２９年（フ）第１２号
奈良県宇陀市大字陀内原79番地
債務者　泉尾　文子
1　決定年月日時　平成29年３月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月15日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２９年（フ）第１９号
奈良県大和高田市大字有井90番地１　ベルグラン101号、前住所宮崎県東臼杵郡美郷町西郷田代4290番地
債務者　徳田　恭平
1　決定年月日時　平成29年３月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月15日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２９年（フ）第２５号
奈良県香芝市真美ヶ丘６丁目９番６―103号、前住所大阪府岸和田市下野町３丁目６番17号
債務者　末崎　有香（旧姓吉村）
1　決定年月日時　平成29年３月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月15日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２７年（フ）第６１号
鳥取県米子市三本松４丁目６番13号（104号）
債務者　今島　由理
1　決定年月日時　平成29年３月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月15日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２９年（フ）第２号
徳島県海部郡美波町北河内字本村14―３　新アタケ荘311号室、旧住所徳島県海部郡海陽町宍喰浦字宍喰426番地２
債務者　中山　裕史
1　決定年月日時　平成29年３月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月15日まで
徳島地方裁判所阿南支部

平成２９年（フ）第１１号
福岡県嘉穂郡桂川町大字九郎丸517番地３　県営住宅貴船団地１棟202号
債務者　野上小百合
1　決定年月日時　平成29年３月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月15日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２９年（フ）第４号
福岡県みやま市瀬高町本郷933―１　成清行雄方、住民票上の住所愛媛県東温市北方3114番地　メゾンプリムラ401号
債務者　成清真由美（旧姓金子）
1　決定年月日時　平成29年３月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月15日まで
福岡地方裁判所柳川支部破産係

平成２９年（フ）第１７号
福岡県田川郡糸田町1880番地11
債務者　浦田　松美
1　決定年月日時　平成29年３月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月15日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成２９年（フ）第５６号
宮崎市佐土原町下田島19777―２　村永静子方、住民票上の住所宮崎県児湯郡都農町大字川北13247番地
債務者　若松美智子
1　決定年月日時　平成29年３月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月15日まで
宮崎地方裁判所破産係